

日立金属の給水・給湯配管継手は充実の品揃え 簡単な施工と高い信頼性

印 管継手



白継手
黒継手



印 管端防食管継手

PQWK® 継手
PCPQK® 継手



印 フレキ管・継手



印 ステンレス鋼管用
メカニカル継手

特許登録済



日立金属株式会社 北日本支店
〒980-0021 仙台市青葉区中央一丁目6番35号(東京建物仙台ビル) ☎(022) 267-0216 FAX(022) 266-7891

配管機器事業部 継手営業部 〒105-8614 東京都港区芝浦一丁目2番1号(シーパンスN館) ☎(03) 5765-4298 <http://www.hitachi-metals.co.jp>

配管機器取扱品目

印管継手(ガス・水用) 印管端防食管継手 印ソフックス(ガス・水用) ステンレス鋼管用メカニカル継手(印Zlok) 排水鋼管用可とう継手(MD・CD)

編集・発行／宮城県管工業協同組合広報委員会
仙台市宮城野区扇町4丁目3-33 〒983-0034
TEL.022-239-6711 FAX.022-239-6601



「お魚いっぱい かわいいな」

復興・再生に組合員の力を結集しよう

主な記事



仙台市水道事業管理者へ陳情
平成28年度宮管地区連絡会ブロック会議を開催
平成28年度給水装置工事主任技術者試験受験準備講習会を開催
平成28年度宮管親善ゴルフコンペを開催

今月の表紙

「お魚いっぱい かわいいな」

鈴木 文那さん
(仙台市立台原小学校 2 年生)

平成28年度の“みやかん”の表紙には、「2015仙台市下水道フェア児童・生徒絵画コンクール入賞作品」の優秀作品を掲載しています。(学校及び学年は受賞時)
仙台市下水道フェアは、展示、実演、発表、体験などを通して、楽しみながら下水道と水環境について広く市民に知ってもらい、また考えてもらうイベントとして、仙台市下水道フェア実行委員会主催のもとで、平成5年から開催されており、その中で、市内の小・中学生を対象に「水」をテーマとした絵画コンクールが行われています。

表紙絵画・資料提供
仙台市建設局

目次

・仙台市水道事業管理者へ陳情	P 1
・平成28年度宮管地区連絡会ブロック会議を開催	P 3
・平成28年度給水装置工事主任技術者試験受験準備講習会を開催	P 7
・平成28年度宮管親善ゴルフコンペを開催	P 8
・第44回全管連東北ブロック支部長会議開催	P 9
・第23回全管連北海道・東北ブロック協議会開催	P 12
・仙台市水道局主催・水道事業体を対象とした体験型実技講習会開催	P 13
・仙台市下水道フェア2016開催	P 14
・平成28年度宮城県統計大会において厚生労働大臣表彰受賞	P 15
・第44回仙台市技能功労者表彰受賞	P 16
・お知らせ	
育児・介護休業法が改正されます！	P 17
・役員ノート	
全栄興業(株) 小野 修司	P 19
・青年部コーナー	P 20
・仙台と言えば・・・「仙台雑煮」	P 24
・PUMくんのこれ知ってる？	P 25
・組合のうごき	P 26
・理事（役員）会報告	P 28
・投稿	
宮城県管工業協同組合 千葉 達也	P 30
・健康だより	P 32
・国税だより	P 34
・諺・漢字コーナー	P 38
・編集歳時記	
(株)新東設備工業 鈴木 史郎	P 39

○裏表紙広告「日立金属(株)」

くらしの快適を創造する

宮城県管工業協同組合

〔官公需適格組合〕

理事長 渡 辺 皓

URL <http://www.miyakan.or.jp>

昭和22年 4 月18日設立 組合員118社・準組合員 6 社



〒983－0034 宮城県仙台市宮城野区扇町 4 丁目 3 番33号
(総 務 部) 電話 (022) 239－6711 FAX (022) 239－6601
経理課直通電話 (022) 239－6712
(資 材 部) 電話 (022) 284－3011 FAX (022) 284－8497
営業課直通電話 (022) 284－3010
(022) 284－3012
(工 事 部) 電話 (022) 284－5728 FAX (022) 284－5735

(修繕センター部) 南エリア (仙台市水道局大野田庁舎内)
〒982－8585 仙台市太白区南大野田29－1
電話 (022) 304－3316 FAX (022) 304－3318
北エリア (同国見庁舎内)
〒981－0942 仙台市青葉区貝ヶ森二丁目6－7
電話 (022) 277－2251 FAX (022) 277－2252
東エリア (同卸町庁舎内)
〒984－0015 仙台市若林区卸町二丁目3－1
電話 (022) 237－5114 FAX (022) 237－5120

仙台市水道事業管理者へ陳情

11月1日(火)、仙台市太白区の仙台市水道局大野田庁舎4階の第一応接室において、当組合と仙台市配水管工事業協会の両団体は、仙台市水道事業管理者に対して連名で、来年度事業に向け陳情を行った。

今回は、配水管整備事業への予算確保、工事発注の平準化、建設業界の新3Kの実現、修繕受付センターへの支援に関して要望し、当局より理解あるご回答を頂いた。

なお、仙台市水道局の出席者、両団体からの陳情者、及び陳情項目は次のとおり。



高橋管理者（左）に陳情書を手渡す渡辺理事長

－陳情会出席者－〔順不同・敬称略〕

仙台市水道局

高橋水道事業管理者・福原次長・高橋給水部長・桂島浄水部長・佐藤参事兼総務課長
永澤企画財務課長・佐藤給水装置課長・千葉南配水課長・境管路整備課長

宮城県管工業協同組合

渡辺理事長・内海副理事長・佐竹副理事長・藤井専務理事・吉田常務理事

仙台市配水管工事業協会

渡辺（毅）会長・金来副会長・渡辺（好）副会長・大浦幹事

－陳情項目－

1. 工事の積極的な予算化について

集中的な復興投資がなくなった後の建設需要の減少に大きな危機感を抱いていることから、配水管整備事業につきましては、今後とも積極的な工事予算の確保をお願い致します。

2. 安定的な事業量と施工時期の平準化について

工事発注に際しましては、債務負担行為や繰越制度等の適切な活用により、年間を通じた安定的な事業量と施工時期の平準化になお一層ご配慮下さるようお願い致します。

3. 建設業界の新3K実現のために

国土交通省は、昨年度まとめた『i-Construction（建設現場の生産性革命）』の導入に関する報告書の中で、施工時期の平準化により、仕事量が通年安定することで限られた人材を効率的に活用し、現場で働く一人一人の生産性の向上を図り、建設業界の新3K「給与（の改善）」、「休暇（の取得）」、「希望（の持てる職場）」の実現を目指すとしています。

私ども地元専門工事業者と致しましても、新3Kの実現を将来の目標としながら、中長期的な担

い手の確保と育成を図るために、先の『改正品確法』の趣旨と『発注関係事務の運用に関する指針』に則った工事発注の更なる推進をお願い致します。

4. 仙台市水道修繕受付センター業務への支援について

修繕受付センター開設から2年半が経過し、ご当局の指導の下で受託業務を遂行させて頂いておりますが、業務の性格上、日により、またエリアによって案件の発生数にばらつきがあり、現在の3カ所に分けた配置人員では、ときにオーバーフローしてしまう場合があります。その際、配置場所が離れているため人的効率による対応にも限界があることから、現場処理の案件が過度に集中した場合には、引き続きご当局職員による応援を賜りますようお願い致します。



陳情の様子



Next Standard
D
高機能ダクタイル鉄管

ライフライン

見えない生命線。

私たちの暮らしと社会のすぐそばで
日々の営みを見守りながら
安心の管路をひろげています。

パイモトダクタイル鉄管&バルブ

株式会社 栗本鐵工所
パイプシステム営業本部

●本社
〒550-8580 大阪市西区北堀江1丁目12番19号 ☎(06)6538-7641

●支店
〒105-0004 東京都港区新橋4丁目1番9号 ☎(03)3436-1620

●支店
北海道支店: ☎(011)281-3302
名古屋支店: ☎(052)551-6932
九州支店: ☎(092)451-6623

東北支店: ☎(022)227-1873
中国支店: ☎(082)222-8201
四国営業所: ☎(088)611-5225

new brand 電動水抜装置



おいで
“マ・リモ”
す。



マイナスになったらリモート操作
マ・リモ®

HIKARI GOKIN
株式会社 光合金製作所
<http://www.hikarigokin.co.jp>

仙台営業所 〒983-0035 仙台市宮城野区日の出町1丁目3-11
TEL022-238-6250 FAX022-238-6251

平成28年度宮管地区連絡会ブロック会議を開催



渡辺理事長

平成28年度の地区連絡会ブロック会議が、別記のとおり開催され、団結と融和を図る意味でも非常に有意義な会議となった。

この地区連絡会制度は、昭和51年に組合員からの要望によって発足し、地区毎に少人数で情報の交換、話題の提供、組合や関係機関等に対する質問及び要望事項等、日頃の諸課題について組合執行部と会員とが意見を交換し、相互の意志疎通を図る大変有意義な会議となっている。

会議では、はじめに組合からの報告・説明事項として、平成28年度上半期共同事業の実績報告があり、下期も特段のご協力を賜りたい旨が要望された。次に、メールを利用した災害時緊急連絡網の構築についての報告があった後、ファクタリングの活用と資材売掛規約の一部改正について説明された。また、来年迎える組合創立70周年の記念事業について、記念式典・祝賀会を平成29年度通常総会と同日（平成29年5月19日）に開催すること、組合員対象の記念旅行の実施案と記念誌の製作について説明された。

事前にブロック会員から提出された議題に対しては事務局から説明があったほか、各ブロック共、活発な意見交換が行われた。

会議終了後には、それぞれのブロック主催による懇親会が開かれ、親睦を深めた。

会議項目と各ブロックの会議開催状況は次のとおり。

なお、泉ブロックで要望された事項と、青葉ブロック会議において会員企業の方々から提供された情報等を参考に別掲する。



宮城野・若林・太白ブロック

【会議項目（共通）】

（1）組合からの報告・説明事項

- ①上半期共同事業実績報告
- ②災害時緊急連絡網について
- ③ファクタリングの活用について
- ④資材売掛規約の一部改正について
- ⑤組合創立70周年記念事業について

（2）会員からの提出議題

①施工基準等の統一について（泉ブロック）

・市町村によって施工基準等がまちまちなので、仙台市と同様の施工基準等に統一して頂くことは出来ないでしょうか。

(3) 質疑応答・意見交換

【各会議の開催状況】

■泉ブロック

開催日 平成28年10月27日(木)
場 所 一力鮎 泉店
出席者 会員等20名

■宮城野・若林・太白ブロック

開催日 平成28年10月28日(金)
場 所 ホテル白萩
出席者 会員等33名

■青葉ブロック

開催日 平成28年10月31日(月)
場 所 ホテル白萩
出席者 会員等20名

組合員の皆様へは、後日、「ブロック会議総括表と4者間意見交換会記録」を送付予定です。



「東北及び首都圏の市場動向見通し等について」

(株)朝日工業社東北支店 斉藤鉄也購買原価監理課長

最近のサブコンの状況として我が社が感じているのは、東北は震災後、いわゆる震災バブルで仕事量が増え、被災地沿岸部では大型病院等が次々と建てられた。宮城県は復興が一番進んでおり、最近は価格競争が始まっていて、ときには、かなり破格な金額になっている。

県以北や日本海側は地元の発注案件がほとんどだが、予算の折り合いが付かず、計画の見直し、あるいは入札関連が再公告されるという状況になっている。また、民間の計画物件が出てくると、数年前に予算化されたものなので、なかなか現況と合わず、計画の見直しを行うという状況になっている。

福島地区は、放射能関連で避難準備地域もあり、今でも焼却施設を造りながら瓦礫処理をしているが、焼却後の灰を持っていく場所がないため、早く中間貯蔵の場所を確定させなければ、いずれ手詰まりになるのではないかとと思われる。また、南相馬の沿岸部に行くと、震災後5年半そのままでの状態で、護岸工事しか進んでおらず、放射能によって避難したエリアは、夕方暗くなっても未だに電気が付いていないという所がほとんどで、福島だけは事情が特殊だという印象を受けている。

一方、首都圏は建設バブルで、山の手中心に再開発案件が相当数出ており、併せてオリンピック需要がある。再開発案件というのは、過去の東京オリンピック時代に建設された建物が老朽化しているもので、これを東日本大震災を契機に恒常的な見直しを行っている。ただ、耐震補強や免震などの工事をするより、建て替えた方が安価に済むということで、相当数の物件が出ている。おそらく首都圏では、2020年の東京オリンピックが終了した後も5年くらいは続くのではないかと考えている。

いずれにしても、ここ数年は首都圏を主体にかなりの建設ラッシュになり、同業他社も工事量は倍ぐらいになっていると思われる。これまでの首都圏と東北の関係は、首都圏がそのような動きになると、東北から労務を提供することが多く、大体最初は福島の方が首都圏に行くことが多かったが、震災後の福島の状況が大変なので、今は宮城、山形、岩手、秋田と、首都圏に近い方の会社から順々に声が掛かっている状況である。当社でも東北で仕事があるので、首都圏に行か

ないよう引き留めざるを得ないが、おそらく再来年あたりが労務需要のピークと思われ、作業員の取り合いになり、現状の労務単価では済まなくなると思っている。しかし、宮城県内では震災復興が一段落して既に価格競争が始まっているので、労務単価の上昇について懸念しているところであり、今後の動きを注視していかなければならないと感じている。

「一般住宅関連の状況について」

藤倉設備工業(株) 扇 俊介 社長

当社は、主に木造住宅関連の仕事をしているので、そちらの現状についてお話をさせて頂きたい。

まず、一つの転換点だったと誰しもが思うのが東日本大震災である。震災発生後、木造住宅の設備業界ではハウスメーカーが仮設住宅の建設に力を入れていたので、最初の1年～1年半くらいは仮設住宅の仕事と修繕工事に追われていた。

そして、造成工事の物件が出てきたあたりから、一般住宅や賃貸アパート等の受注が増えてきた。ハウスメーカーからの仕事がものすごく増えてきたと同時期あたりに、首都圏からのパワービルダーを筆頭に、関西圏や九州方面からもビルダーが入って来て、震災後1～2年経過したあたりから仕事の話が少しずつ出て来たと思う。

当社では主に大手ハウスメーカーの仕事をしているが、ローコストの住宅メーカーから仕事の話を受けたことがある。震災前、我々の一般的な請負金額は大手ハウスメーカーと比べると半分以下、酷い時は3分の1くらいの金額で請け負っていたが、震災以降、徐々に改善されてきたと聞いている。

震災復興が終息に向かう中、現状はどうなっているのかと言うと、請負金額に関しては上がっている。正確に言うと、震災前はそもそも我々が請け負うべき金額から値引きに値引きをされて、仕方なくその金額で受注していたということがある。震災以降は、相応の金額で請け負うことが出来ており、今現在も金額は下がってきてはいないと感じているが、ローコストの住宅メーカーの仕事は若干下がってきているようである。また、1～2年前くらいから、地場の中堅ハウスメーカーやローコストの住宅メーカーでは、一般住宅の注文が減少しているという話が聞こえてきており、ついに今年度あたりからは、大手ハウスメーカーも仕事が減ってきたということを口にするようになってきた。今のところ、大手ハウスメーカーからの請負金額は下がっていないが、将来どのようになっていくのか、よく注意をしながら推移を見守っていきたいと考えている。

「業界の現状と今後の対応について」

ウォーターワークス仙台(株) 高田 浩之 社長

震災後は大変忙しかったが、ここ最近は若干元に戻りつつあると感じている。ただ2～3年前までは人手が足りないということで、不良・不適格な指定店が増えたと同時に、お客様からのクレームも増えた。例えば、難しい工事に関しては、申込等をせずに工事を行い、竣工検査を受けず、いつの間にか施工業者がいなくなっているというような話がよく聞かれていた。

規制緩和後、一定の条件さえ揃えば、基本的には指定店の資格が取れるが、昨今は技術力が求められる時代になっていることもあるので、改めて指定店の重要性を理解してもらうことも必要だと思っている。また、組合が陣頭指揮を執って水道局等の官公庁に対し、組合員の存在意義等を伝えてもらいたい。そのためには、我々組合員も技術・技能の向上を含めて、いかなる協力も惜しまないので、ご検討頂きたいと考えている。

次に、当社でも技術職の担い手がだいぶ減少している。確かに新卒者が入社しては来るものの、現場状況、特に冬は現場が辛くて、春を迎える前に辞めてしまう。これは震災前から続いている状況である。若年者の担い手が少なくなっているの、就業環境の改善等いろいろと対策は検討しているものの、なかなか思うようにはいかない。何か手を打たなければならないと考えている中、海外の事業研修ということで、土木、足場、型枠、そして、今年に入ってから大工もそうらしいが、ベトナムやミャンマーなど、外国人の研修生を受け入れているという話をよく耳にする。現在の研修期間は3年だが、近々5年になるという話である。私も研修に行ったことがあるが、大学を卒業した人たちが日本に来て勉強したいということなので、是非受け入れたいと思っているが、単独で手を出すには少し抵抗感がある。については、将来、組合で外国人を受け入れるための窓口を設置して頂き、大変良い人材という話になれば、希望する組合員に幅広く利用してもらえば良いのではないかと考えているので、宜しくお願いしたい。

平成28年度給水装置工事主任技術者試験受験準備講習会を開催

9月9日(金)と10日(土)の2日間、当組合3階研修室において給水装置工事主任技術者試験受験準備講習会を開催したところ、組合員の従業員等19名が受講した。この講習会は試験合格への一助として開催しており、講師は当組合の小島工事部次長が務めた。

開講にあたって菅原雅美総務・厚生委員長から激励の挨拶があった後、早速講習に入った。



小島次長

講習では、冒頭、全ての科目で合格点を取る必要があること等、試験の合格基準が説明された。その後、2日間にわたり、「給水装置工事技術指針」と全国管工事業協同組合連合会発行の「これならわかる問題と解説」から抜粋して作成した資料を使用し、過去問題を解きながら解説していく形で行われた。2日目には、時間前から自習している受講者も多く見受けられ、皆、真剣に取り組んでいた。



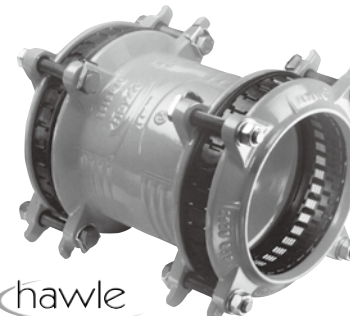
菅原委員長



真剣に取り組む受講者

【講習内容：試験範囲全般】

公衆衛生概論
水道行政
給水装置工事法
給水装置の構造及び性能
給水装置計画論
給水装置工事事務論
給水装置の概要
給水装置施工管理法



シノフレックス

FCD製 異径・異種管継手

シノフレックスは外径の異なる異種管が接続できる継手です。水道管は様々な管種が布設されており、漏水等の緊急を要する配管現場では、全ての管種に対応できる継手が求められていました。オーストリアのハヴレ社が開発したシノフレックスは、その要望に応える継手として、世界で広く使用されています。

異なる管種を接合でき、緊急工事などの施工現場で活躍。

特長

- 最大外径差45mm に対応できる異径・異種管継手（鋳鉄管、鋼管、塩ビ管、水道配水用ポリエチレン管、石棉管1種）
- 離脱防止機構付
- 内外面粉体塗装による優れた耐食性
- ボルトは、本管側と継手側の両方で締付可能



シノフレックスはハヴレ社製です。



大成機工株式会社

www.taiseikiko.com

東北支店／仙台市青葉区花京院2-1-65 (花京院プラザ3階)

TEL.022 (263) 4041 (代表) FAX.022 (225) 0829

JDPA1049規格品(受納し形を除く)

GX形ソフトシール仕切弁



コンパクト構造消火栓の決定版

Eポラフト L形



通水・整流機能付

耐震NS形バタフライ弁



SHIMIZU IRON WORKS CO., LTD.



株式会社 清水鐵工所

仙台営業所 仙台市青葉区本町1-5-28 (カーニープレイス仙台駅前通3F) 本 社 遊賀県彦根市安清町4番16号
 〒980-0014 TEL (022) 223-5181 (代) FAX (022) 223-5198 〒522-0082 TEL (0749) 22-2551 (代) FAX (0749) 22-2542
 Email: eigy@shimizu-valve.co.jp URL: http://www.shimizu-valve.co.jp



SUTTO

デザイン水栓シリーズ

SAN-EI

www.san-ei-web.co.jp

株式会社 三栄水栓製作所 仙台営業所

〒983-0014 仙台市宮城野区高砂1丁目20番5

TEL 022-258-6251 FAX 022-258-9931

平成28年度宮管親善ゴルフコンペを開催

9月14日(水)、宮城郡利府町の利府ゴルフ倶楽部において、平成28年度宮管親善ゴルフコンペを開催したところ、組合員及び取引先等55名が参加した。このコンペは、福利厚生事業として総務・厚生委員会が担当して実施した。

開会式では、菅原雅美委員長から挨拶があり、続いて菅井孝司委員から競技方法について説明された後、OUTとINコースの二手に分かれてスタートした。当日は天候に恵まれ、上々のコンディションでプレーすることができた。このゴルフ場は、ミヤギテレビ杯ダンロップ女子オープンが開催されている場所で、比較的フラットであるものの、バンカーや池などが戦略的に設計されており、県内でも人気のコースとなっている。参加者はプロトーナメントなどの話に花を咲かせながら、スポーツの秋を満喫していた。

ホールアウト後の表彰式では、はじめに渡辺理事長から挨拶があり、続いて安達一昭委員から成績が発表され、(株)タブチの橋本博巳氏が見事栄冠を勝ち取った。

なお、結果は次のとおり。



優勝した橋本さん（左）と渡辺理事長

順位	氏名	会社名	OUT	IN	GROSS	HDCP	NET
優勝	橋本 博巳	(株)タブチ	46	49	95	24.0	71.0
準優勝	杉山 晃	(株)多久製作所	41	40	81	9.6	71.4
第3位	木下 博昌	前澤給装工業(株)	42	39	81	9.6	71.4
第4位	鍵 茂	(一社)東北空調衛生工事業協会	45	43	88	15.6	72.4
第5位	※阿部 祐光	宮春工業(株)	37	39	76	3.6	72.4

※ベストグロス



第44回全管連東北ブロック支部長会議開催

9月29日(木)、福島県会津若松市の御宿東鳳において、第44回全国管工事業協同組合連合会（略称：全管連）東北ブロック支部長会議が開催され、全管連本部から大澤規郎会長、大熊泰雄理事・総務部長、粕谷明博専務理事、松本淳司常務理事、上田忠幸事務局長をお招きし、会員等59名が出席した。

会議は、東北ブロック事務局を^{あずか}与る当組合の千葉総務課長が司会を務め、はじめに全管連東北ブロック担当の渡辺全管連副会長（当組合理事長）から挨拶があり、続いて大澤会長から祝辞を頂いた後、渡辺全管連副会長が議長に就任し、各県から提出された別記の議題について協議された。

〔議題及びその提案趣旨〕

1. 各県からの提出議題

①災害支援体制と災害協定の現状について（山形県支部）

平成23年3月11日、千年に一度という東日本大震災が発生しました。津波の発生もあり、東北地区の太平洋沿岸地域では甚大な被害を受けています。また、本年4月14日には熊本地震が発生し、熊本市を中心に大きな被害を受けました。

電気・ガス・水道といったライフラインの被害も甚大で、全国から多くの全管連加盟の団体が災害復旧支援にあたっています。山形県管連においては、これまでも水道管の災害復旧支援として現地に赴き、災害復旧にあたってきました。

この度の熊本地震においても、全管連及び日水協の依頼を受け、4月29日から5月11日まで山形市上下水道部と山形県管連から10名体制で災害復旧派遣を行いました。

熊本まで片道約1,400kmの移動ということから、派遣職員の負担を考えて飛行機での移動を計画し、資機材については現地に調達するべく災害協定を締結している業者に手配をお願いしましたが、準備できないとの回答がありました。

その結果、山形から工具や必要と思われる資材を積み込んで陸路災害支援に向かわざるを得ませんでした。現地での活動の前に陸路での移動ということで、派遣職員の疲労は相当なものでした。

このようなこともあり、改めて災害発生時の支援体制や災害協定の現状について、各県の状況をお教えます。

②若年技術者の確保に向けた取り組みについて（宮城県支部）

我々管工事業界のみならず、建設業全体において若年労働者の不足は深刻なものがあります。若い人が業界に入ってこない、短期間で辞めていく、その結果人手不足で現場がますますきつくなるという悪循環に陥り、人口減少社会の中、有効な解決方法が見出せない現状があります。

国土交通省と厚生労働省は、来年度の予算要求に臨み、建設業の人材確保・育成に向け、連携して強力に取り組む姿勢を打ち出しました。両省では特に「人材確保」、「人材育成」、「魅力ある職場作り」を施策の3本柱として力を注ぐようです。厚労省は、若年者や女性技能労働者の雇用を促進するため、中小建設事業主への奨励金や助成金制度の拡充を考えていますし、国交省も、社会保険未加入対策を更に進めようとしています。

国では、この他にも様々な施策を計画しているのですが、一方、業界としても手をこまねいているわけにもいかず、若年者の入職に対する積極的な努力が求められていると思います。

我が業界では、現在、厚生労働省が検討している指定店の更新制度によって、不良・不適格業者間

題の解決を図り、業界体質の改善を目指すと共に、かつての３Ｋ「きつい」「危険」「汚い」と敬遠される状態から脱却し、新３Ｋの「給与」面の改善と「休日」の確保、将来に「希望」の持てる職場にしていけることが望まれております。

宮城県管工業協同組合では、県立の仙台高等技術専門校に我が業界の入り口となる「設備工事科」があることから、毎年秋に県内の高校20校以上を訪れ、卒業生の進路として同校設備工事科への入校を紹介してきました。進路指導の先生にお会いして、資料をお渡しして欲しいのですが、先生に勧められて決意した生徒や配布してきた資料を見た上で入校を決めた生徒もいることから、ある程度の成果は出ていると自負しております。

つきましては、若者の管工事業への入職に向けた次の一手を考える上で参考にさせて頂くために、各県において業界としてどのような対策をされているのかご教示をお願い致します。



活発な意見交換が行われました

2. 全管連本部への要望事項

①配水管工技能講習会大口径管の開催場所について（青森県支部）

全国の水道事業体が発注する水道管新設・更新事業では耐震管が採用されていますが、その中で大口径管を施工するには、多くの事業体で日水協が主催する配水管工技能講習会大口径管の修了資格が求められています。

また、社員一人ひとりにとっては、1つでも多くの資格取得が将来への希望につながることであり、給料に反映すれば、一層の励みともなります。

現在、その資格を取得するには、東京か名古屋の会場で受講するしかありませんが、受講者が全国から集まることから、希望する日に受講できないことがあります。また、東京以北での開催がないため、遠方からの受講に経費の負担が大きくなってしまいます。

つきましては、今後、講習会開催地の一つに北日本地方を加えて頂きたい、日水協等への働きかけをお願い致します。

②指定事業者更新制について（秋田県支部）

給水装置工事に係る指定事業者制度については、漏水事故防止や水質管理を目的として、1996年に導入されておりますが、2013年時点で導入時の約9倍となる23万業者が指定されており、不適切な工事でのトラブルが多発していることを受け、厚生労働省では日本水道協会へ委託し、「指定給水装置工事事業者制度に係る検討会」が設置され、そのとりまとめられた意見をもとに、「厚生科学審議会生活衛生水道部会」へと検討の場が移されました。

この件につきましては、全管連においても厚生労働省への働きかけをしてきた経緯がありますが、指定期間を5年間とする案が有力と報道されております。

今後、更新期間や業者への確認事項に関し具体的議論を行い、年内にも詳細を決めるとのことのようですが、この更新制度に関し、現状におけるその内容について、ご教示願います。

③指定給水装置工事事業者（指定工事店）の更新について（岩手県支部）

平成の大改革の一つと言われる「水道法改正による規制緩和」により給水装置工事事業者が年々増加の一途を辿り、それに伴い不良・不適切な業者による一般市民とのトラブルも増えてきております。

このような状況下にあつて、日頃技術・技能の研鑽を積みながら適正な工事施工を提供している地域の指定工事店のためにも、不良・不適切な業者を排除できるよう水道法を改正し、「指定給水装置工事事業者制度」の見直しをする必要があります。

ご承知のとおり、過去に厚生労働省厚生科学審議会生活環境水道部会並びに同省生活衛生局生活衛生安全部水道課主催の全国水道関係担当者会議でもこの件が議題となり、「指定給水装置工事事業者制度」は日水協、全管連から出されている更新制度創設要望等を踏まえ、関係団体と連携しながら更新制度導入課題の解決に今後取り組むこととなっています。

この指定店制度の見直しは、業界安定にとって喫緊の課題でありますので、一層促進されますようご要望申し上げますとともに、現在の進捗状況をご教示願います。

④発注時期の平準化について（福島県支部）

年間サイクルで、第一四半期の発注が少なく、年度末に業務量が集中するため効率的な人材・機材の配分ができず、企業経営ひいては社員の待遇改善に支障をきたしております。

ゼロ債務負担行為、繰越制度等の積極的な活用等により、各自治体が年間の発注時期平準化に努めることを国から一層強く働きかけて頂きますよう、全管連からも改めて要望をお願い致します。

⑤水道事業体発注工事の入札における水道事業貢献度の反映について（福島県支部）

いわき市における総合評価では、本庁市長部局発注の土木工事と水道事業体発注の配管工事が同様に取り扱われているため、道路の除雪や維持管理等の実績と水道管緊急修繕工事の実績が同等の加点対象となっておりますが、水道事業体発注の案件に限っては緊急修繕工事のみを加点対象とした評価制度にして頂けるよう厚生労働省へ働きかけて頂けないでしょうか。

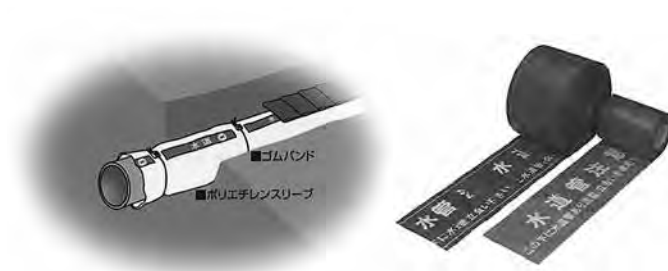
3. その他の事項

①全管連東北ブロック平成27年度収支決算報告について

②第45回（次年度）全管連東北ブロック支部長会議の開催地について

③全管連平成29年度全国大会への東北ブロックの協力について

④災害見舞金の支給について

主要品目 ・埋設標識シート・水道用ゴム輪・フランジパッキン・ポリエチレンスリーブ・ロケーティングワイヤー・その他 埋設用品	
	 ヨツギ株式会社は環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しています。 ●ISO14001認証取得 認証取得日：2004年8月12日 認証No.：E897  ヨツギ株式会社 仙台営業所 〒983-0044 仙台市宮城野区宮千代3丁目9-2 TEL 022(235)0288 FAX 022(235)0291

平成28年度(第23回)全管連北海道・東北ブロック協議会開催



花松全管連副会長

10月6日(木)、山形県山形市の亀松閣において、平成28年度(第23回)の首題協議会が開催され、全国管工事業協同組合連合会(略称:全管連)北海道ブロックから14名、同東北ブロックから34名の合計48名が出席した。

会議は、東北ブロック事務局の千葉総務課長が司会を務め、はじめに開催地を代表して東北ブロック担当の渡辺全管連副会長(当組合理事長)から挨拶があり、続いて北海道ブロック担当の花松全管連副会長の挨拶があった。

次に、両ブロックから出された以下の議題について意見交換が行われた。

【北海道・東北ブロック共通の提出議題】

- ①水道事業体からの委託業務等について

【北海道ブロックからの提出議題】

- ①若手労働者確保への取り組みについて

【東北ブロックからの提出議題】

- ①配水管工技能講習会(大口径管)について
- ②他県での工事施工時における組合を通じた協力について
- ③指定給水装置工事事業者の更新制度について



会議の様子

仙台市水道局主催・水道事業体を対象とした体験型実技講習会開催



大友副センター長

10月20日(木)、仙台市太白区の仙台市水道局茂庭浄水場内職員研修所において、仙台市水道局主催による体験型実技講習会が開催され、県内の水道事業体から29名の技術職員が参加した。この講習会は、配水管工事の現場で求められる施設操作や、管路の維持管理作業に必要な技術等を、模擬的に体験しながら習得することを目的として実施されている。

当組合は仙台市水道局から依頼を受け、組合員2社の協力を得て凍結工法の実演者を派遣し、液体窒素で管内の水を凍らせて断水する工法の模範実技を担当した。

当組合修繕センター部の大友副センター長の説明に基づき、中央管工業(株)(鎌田照夫氏、福井一孝氏)と(株)三浦組(角川忠氏、文屋英樹氏)の4名が、手際よく凍結工法による作業を行った。この工法は、給・配水管の切廻、あるいは止水栓、消火栓、仕切弁等の新設・取替工事等を行う際、その作業部分の上流部に止水栓や仕切弁がなかったり、機能不良などで止水できない場合に、上流側の水を一時的に凍結させ、その間に作業を行う工法として採用されている。



液体窒素で管内の水を凍結



管から氷を取り出す

株式会社 高橋セメント工業所

日本工業規格認証取得工場

下水道マンホール側塊・コンクリート排水枡・コンクリート製品一式

本社・工場 仙台市宮城野区高砂1丁目31-7

URL <http://www.takaceme.co.jp>

☎仙台(022)258-6101(代) FAX258-6219

仙台市下水道フェア2016開催 ～第28回青葉区民まつりと同時開催～

11月3日(木・祝)、仙台市青葉区の仙台市役所前で「仙台市下水道フェア2016」が開催された。このフェアは、クイズ、実験、展示などを通じて、楽しみながら下水道と水環境について広く市民に知ってもらい、また、その重要性について考えてもらうイベントとして毎年実施されている。

フェア当日は、秋晴れの中、午前10時に下水道フェア実行委員会の村上貞則会長（仙台市建設局長）の挨拶で幕開けし、隣接する勾当台公園と市民広場では「第28回青葉区民まつり」が開催されていたこともあって、会場は多くの家族連れで賑わった。

また今回は、平成22年度の土木学会選奨土木遺産に認定された仙台市青葉区の“れんが下水道”の施設見学会が実施された。これは仙台市が西公園に無料の見学施設を整備したもので、螺旋階段を使って下水道が敷設されている地下8mまで下りて下水道内部を間近で見ることが出来る。普段目にする事が出来ない下水道の様子を見ようと、開会前から多くの市民が長蛇の列を作っていた。

当組合は、上下水道委員がPR用のポケットティッシュや組合員名簿を配布しながら業界の広報活動とPRに努めた。また、メーカー2社から協力を頂き、日之出水道機器㈱のクイズラリーに関連したマンホール、前澤化成工業㈱の排水設備のジオラマを展示したところ、多くの市民から説明を求められたり機能について質問を受けたりした。

また昨年同様、日之出水道機器㈱におもちゃの釣り竿を使って空き缶を吊り上げるアトラクションを準備して頂いた。上手に吊り上げた人には、くじ引きで全国のデザインマンホールの図柄がついたマウスパットや携帯用ストラップ等がプレゼントされるとあって、多くの子供たちが一生懸命挑戦していた。



村上会長



会場は終日賑わいました



子供たちに人気だった空き缶釣り(右:赤間副委員長)



市民へ説明する郷古委員(左)

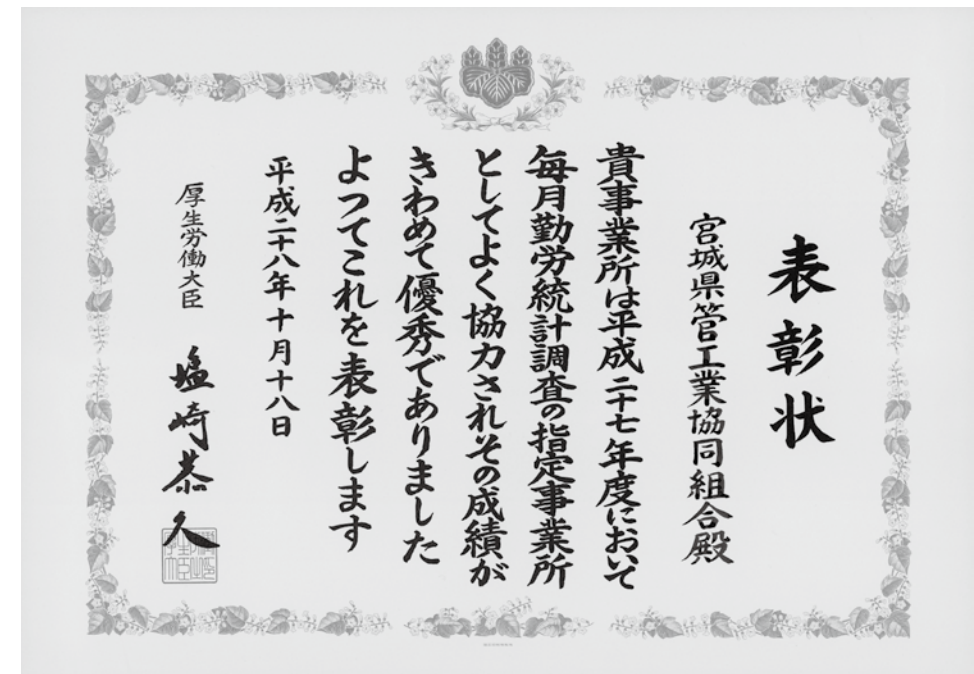
平成28年宮城県統計大会において厚生労働大臣表彰を受賞 ～宮城県管工業協同組合～

11月9日(水)、岩沼市の岩沼市民会館において、宮城県、宮城県統計協会、宮城県統計調査員協議会連合会の共催による「平成28年度宮城県統計大会」が開催され、席上、当組合が平成27年度成績優秀団体として、厚生労働大臣表彰を受賞した。これは、様々な統計に有効に活用されることを目的として毎月行われている勤労統計調査において、当組合が組合職員の就労及び賃金状況を毎月県へ正確に報告してきたことが評価され、受賞したものである。

統計大会では、宮城県知事（代理：伊東昭代宮城県震災復興・企画部長）の挨拶の後、各省大臣表彰をはじめ、宮城県知事感謝状贈呈、宮城県統計協会会長表彰や感謝状の贈呈などのほか、第65回宮城県統計グラフコンクールに入賞した小学2年生から中学3年生への賞状授与が行われた。

その後、来賓の祝辞、受賞者代表挨拶と続き、記念講演へと移った。

記念講演は、立教大学副総長 山口和範氏による「いまの時代が求める統計学」というテーマで、プロ野球の三振数とホームラン数の正比例の相関データを使用して、三振を沢山すればホームランをいっぱい打てるという誤った読み取り方の例や、統計解析に際し関連知識があるのと無いのでは全く異なった結論になるなど興味深い内容だった。



株式会社 トミス

本社 〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-15-5
TEL.03-3370-6107(代) FAX.03-3370-7686

東北営業所 〒984-0001 宮城県仙台市若林区鶴代町1-63
TEL.022-236-0101(代) FAX.022-236-1838



特許トミス式

理想の鉄筐・鉄蓋



第44回仙台市技能功労者表彰を受賞 ～(株)丹野設備工業所 岩城 昭 氏～ ～(株)馬淵工業所 相澤直信 氏～ ～中央管工業(株) 工藤清吾 氏～



11月7日(月)、仙台市宮城野区の仙台サンプラザにおいて、仙台市主催による第44回仙台市技能功労者表彰式が行われ、席上、当組合から推薦した組合員(株)丹野設備工業所の岩城昭氏、(株)馬淵工業所の相澤直信氏、中央管工業(株)の工藤清吾氏の3名が受賞した。

表彰式は、はじめに仙台市長（代理：藤本章副市長）の式辞があり、続いて、来賓を代表して仙台市技能職団体連絡協議会齋藤悦郎会長から祝辞が述べられた後、27職種45名に対し、表彰状の授与が行われた。

仙台市技能功労者は、仙台市内の事業所に従事している技能者及び自営業者で、経験30年以上を有し、他の技能者の模範と認められた方を対象に仙台市が毎年表彰している。

誠におめでとうございます。



お知らせ

育児・介護休業法等が改正されます！ —平成29年1月1日施行—

改正のポイントは次のとおりです。

1 介護休業の分割取得		
現行	対象家族 1 人につき、 通算 93 日まで原則 1 回に限り取得可能	改正内容 対象家族 1 人につき通算 93 日 まで、 <u>3 回</u> を上限として、介護 休業を分割して取得可能
2 介護休暇の取得単位の柔軟化		
現行	<u>1 日単位</u> での取得	改正内容 <u>半日（所定労働時間の 2 分の 1）単位</u> での取得が可能
3 介護のための所定労働時間の短縮措置等		
現行	介護休業と通算して <u>93 日</u> の範囲内で取得 可能	改正内容 介護休業とは別に、利用開始か ら <u>3 年</u> の間で <u>2 回以上</u> の利 用が可能
4 介護のための所定外労働の制限（残業の免除）		
新設	対象家族 1 人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制 限を新設	
5 子の看護休暇の取得単位を柔軟化		
現行	<u>1 日単位</u> での取得	改正内容 <u>半日（所定労働時間の 2 分の 1）単位</u> での取得が可能
6 育児休業等の対象となる子の範囲		
※育児休業の他に、子の看護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所 定労働時間の短縮措置も含みます。		
新設	法律上の親子関係がある実子及び養子のほか、特別養子縁組の 看護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに 対象	



宮城労働局雇用環境・均等室
 TEL：022-299-8844



リオオリンピック

全栄興業(株) 代表取締役社長
宮城県管工業協同組合
理事 小野 修 司

今年度役員になりました私にとって、第1回目の役員ノートと言うことで、図らずもオリンピックの年でもありましたので、リオオリンピックについて書かせて頂きます。

2016年8月5日の開会式から8月21日の閉会式まで17日間にわたる競技を皆様もご覧になったと思います。それぞれに好きな選手であったり、好きな競技や興味のある競技を観戦し応援したと思います。

我が家でもそれぞれが興味のある競技を観戦していました。うちの嫁は、今も硬式テニスをやっているの、錦織選手を応援していて、朝早くに起きては、テレビの前に釘づけになっておりました。1回戦で世界ランキング1位のジョコビッチが敗退するという番狂わせがあり、面白かった様です。日本代表の錦織選手は、準決勝で世界ランキング2位のマレーに負けたものの、3位決定戦では、世界ランキング5位のナダルに勝ち、96年ぶりのメダル（銅メダル）を獲得しました。おかげ様で我が家も、平穏無事に暮らせて、錦織選手にはノーベル平和賞をあげたいくらいでした。

息子は部活でバスケットボールをやっていたので、日本はオリンピックに出場していないにも関わらず（男子）、バスケをパソコンで一所懸命観戦していました。その気持ちもわからなくもなく、なんと言ってもアメリカ代表チームは、グリーンやケビン、トンプソン等々NBAのスター選手が、一緒のチームでプレーしているのだから、まさにドリームチームと言わざるを得ません。1988年のソウルオリンピックで当時のソ連に負け、1992年のバルセロナオリンピックでは、アメリカの威信をかけ、当時のスター選手だったマイケルジョーダンやマジックジョンソン等を擁するドリームチームを初めて結成。「そんなのどこの国も勝てないよ」と思いながら見た記憶があります。

私が興味を持って見ていた競技と言えば、女子卓球と女子バトミントンでした。どちらも、仙台にゆかりのある選手がおりまして、バトミントンの高橋選手と松友選手のペアは、聖ウルスラ学院出身で、決勝でデンマークのペアを破り、初の金メダルを獲得しました。

女子卓球といえば、福原愛選手でしょう。20数年前、宮千代にある卓球センターに友人と遊びに行ったときに、センターの端っこで、お母さんと猛練習していた少女がおりまして、後にその子が福原愛ちゃんだと知ったのは、天才卓球少女としてテレビに出演したのを見たときでした。その福原選手が、石川佳純選手・伊藤美誠選手と出場した団体戦。準決勝でドイツに3対2で惜しくも敗れてしまいましたが、3位決定戦ではシンガポールに3対1で勝ち、見事銅メダルを獲得しました。まだ高校生の伊藤選手を福原選手がお姉さんのように励ましていたのが印象的で、試合後のコメントでも三人がそろって「みんなで獲得したメダル」と言っていたのも、うなずけるいい試合でした。よく団体競技で、試合に出られないがベンチ入りしている選手に、チームの一員なんだから同じ気持ちで試合に臨めと言われますが、お手本のような団体戦でした。

4年後、東京で行われるオリンピック。聖火台の無い競技場や予算がかかり過ぎると、問題も山積みですが、出場する選手は、私の娘や息子世代も多いのだらうと思うと、出場する選手の中に、知ってる選手がいたらうれしく思うし、応援にも熱が入ると思います。

なんにせよ、今回の41個のメダルを東京オリンピックでは超えてもらいたいものです。

7 有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和

現行 ○育児休業については、以下の要件を満たす場合に取得可能 ①申出時点で過去 1 年以上継続して雇用されていること ②子が 1 歳になった後も雇用継続の見込みがあること ③子が 2 歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く ○介護休業については、以下の要件を満たす場合に取得可能 ①申出時点で過去 1 年以上継続して雇用されていること ②介護休業開始予定日から起算して 93 日経過する日を超えて雇用継続の見込みがあること ③93 日経過する日から 1 年を経過する日までの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く	改正内容 ○育児休業については、以下の要件を満たす場合に取得可能 ①申出時点で過去 1 年以上継続し雇用されていること ②子が 1 歳 6 か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと ○介護休業については、以下の要件を満たす場合に取得可能 ①申出時点で過去 1 年以上継続し雇用されていること ②介護休業を取得する日から概ね 9 か月経過する日（※※）までの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと （※※）9 か月経過する日とは、（介護休業を取得する日から 93 日経過する日）+（93 日経過する日から 6 か月経過する日）のこと
--	--

8 いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置

新設 ○上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等（いわゆるマタハラ・パタハラ）を防止する措置を講じ、 ることを事業主へ新たに義務付け ☆事業主の方針の明確化及びその周知・啓発 ☆相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ☆職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 ☆職場における妊娠・出産等に関するハラスメントの原因や背景となる要員を解消するための措置 ☆併せて、プライバシーの保護、及び相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由とする不利益取扱いの禁止 ○派遣労働者の派遣先にも以下を適用 ・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止 ・妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け
--

「宮管青年部親善ゴルフコンペ」を開催して

幹事 菅井 孝司（東北大進設備㈱）

9月17日(土)、黒川郡富谷町（現：富谷市）の仙台クラシックゴルフ倶楽部（旧：レインボーヒルズゴルフクラブ）において、総勢34名（会員16名、OB 6名、石巻広域管工事業協同組合青年部4名、大崎市管工事業協同組合青年部4名、登米市管工事業協同組合青年部2名、宮城県管工業協同組合2名）参加のもと当会主催の親善ゴルフコンペを開催しました。

当日は、台風などの接近により天気が心配されましたが、台風の事など忘れるような晴天に恵まれました。笑いあり・悔しさありの熱い戦いの中、宮管青年部らしいゴルフコンペが開催できたと思います。

宮管青年部には、毎年ゴルフを始める会員がおりますが、同じ組の方々が初めての方に『ゴルフは楽しいスポーツですよ！』と言わんばかりに、アドバイスしながら回っている姿も見られました。

全ての組がプレーを終了した後に表彰式が行われ、今年度は当会相談役である渡辺毅浩さん（中央管工業㈱）が優勝し、優勝賞品をお持ち帰り頂きました。

今回は、『賞品を豪華に、なるべく皆にいきわたるようにしましょう』と、委員会で取決めたところ、親組合から参加者全員分のお米（ウォーターワークス仙台㈱のグループ会社が生産したゆきむすび5キロ・ササニシキ5キロ）を提供して頂いたほか、副理事長、OB、全環衛生事業協同組合青年部から多大な協賛を頂き、より一層豪華な賞品となりました。ご協賛頂いた皆様に、本誌面をお借りして改めて御礼申し上げます

今年も宮管青年部の諸先輩方をはじめ、各関係団体の青年部の方々にも多数参加して頂き親睦を深めることができ、有意義な親善ゴルフとなりました。参加いただきました皆様に深く感謝いたします。ありがとうございました。来年もぜひ参加いただけますよう、宜しくお願いします。

最後に、私ごとではありますが、「ゴルフは『練習だなあ』』と思う一日でした。



郷古会長（左）と優勝した渡辺相談役



順位	氏名	会社・団体名	O U T	I N	GROSS	HD C P	N E T
優勝	渡辺 毅浩	中央管工業㈱	43	41	84	13.2	70.8
準優勝	※渋谷 昭	石巻広域管工事業協同組合青年部	41	39	80	8.4	71.6
第3位	高田 浩之	ウォーターワークス仙台㈱	49	50	99	25.2	73.8
第4位	小野 繁雄	全栄興業㈱	49	51	100	25.2	74.8
第5位	佐々木 伸	登米市管工事業協同組合青年部	45	39	84	8.4	75.6

※ベストグロス

「平成28年度宮城県内青年部合同秋季研修会」に参加して

秋季移動研修会実行委員長 渡邊 修一（有今野設備工業）

9月24日(土)、大崎市鳴子温泉街の中心部にある「鳴子観光ホテル」において、平成28年度宮城県内青年部合同秋季研修会が開催されました。

本年度の主催者である大崎市管工事業協同組合青年部より13名、石巻広域管工事業協同組合青年部より6名、登米市管工事業協同組合青年部より9名、当会より10名が参加し、来賓として今回の講演をお願いした衆議院議員元防衛大臣小野寺五典氏、大崎市の伊藤康志市長、大崎市管工事業協同組合の佐藤政志理事長にご臨席を賜り、総勢41名で研修会が開催されました。

午後4時30分、大崎市青年部の千葉清部長、当会の郷古孝雄会長の挨拶で始まり、伊藤市長と佐藤理事長より祝辞を頂いた後、早速、小野寺氏による「日本のあるべき姿と宮城の進むべき道」と題した講演会が開かれました。講演では、今後人口（子供の数）が減っていく中で、どの様な考え方をしないといけないか。例えば観光業ではそれぞれ個別の県に来てもらうのでは無く、北海道や九州の様に地域全体を1つとして全て観光してもらう、東北地区で言うと宮城(仙台)だけが観光・産業として発展すれば良いのでは無く、東北6県で1つと言う考え方で進めていかなければ東北の発展は難しいとの事でした。

私達もそれぞれの地域で仕事をしておりますが、自分の地域だけ良ければとの考えでは無く、宮城県全体、東北全体を発展させると言う考えで取り組んでいきたいと思ひます。

研修会の後は懇親会が行われ、今年も青年部間で意見交換・親睦を図ることができ、有意義な研修会となりました。

参加して頂いた皆様、そしてご協力頂きました役員・委員の皆様に感謝申し上げます。



講演会の様子

「平成28年度水源地をきれいにするキャンペーン」を開催して

水源地をきれいにするキャンペーン実行副委員長 服部 達彦（服部産業㈱）



郷古会長



釜房ダム管理所 菅原係長

10月22日(土)、今年で活動18年目になる「平成28年度水源地をきれいにするキャンペーン」を会員等28名、子供13名、総勢41名の参加により開催しました。

例年ですと8・9月辺りで開催していた本事業ですが、今年はスケジュールの都合により10月後半の実施となりました。

当日は仙台駅東口バスプールに集合し、清掃場所である釜房ダムへと向かいました。釜房ダムで、現地集合の参加者と合流し、郷古会長(有藤英工業)、釜房ダム管理所の菅原係長より挨拶を頂き、清掃活動を開始しました。10月後半になると朝夕はさすがに寒く感じますが、日中は過ごしやすい気温になります。清掃は4班に分かれての作業となりましたが、毎年清掃をしているせいかゴミの量が少なく感じました。参加した子供たちは少しでも多くのゴミを拾おうと、一生懸命作業に取り組んでいました。自分たちが使う水道の水源地をきれいにすることは、子供たちにとっても良い体験になるのではないかと思います。

ダム清掃終了後に記念撮影をして、次の予定地である

仙台市天文台へと向かいました。天文台は、以前から見学場所として候補地に挙がっており、今回ようやく実現しました。天文台の非常に興味深い展示物を見学して、宇宙を身近に感じながらプラネタリウムの開演をむかえました。館内はとてもいい感じで空調が効いており、ゆったりとした座席に座り、徐々に暗くなっていく中、心地よい声質の説明を聞いていると、いつの間にか大人たちはうたた寝状態に。(自分も少し寝てしまいました…) そんな大人たちとは対照的に子供たちは天文台の方と質問のやりとりをし、プラネタリウムを満喫していました。

仙台市天文台を見学した後は、スタミナ太郎仙台青葉店に向かいました。大人、子供とも食べ放題、飲み放題で、少し遅めの昼食のせいか、皆、すごいペースで食事をしていました。食事中は会員家族共々、近況報告などをしながら懇親を深めて盛り上がっていました。

食事終了時間間際には、あんなにたらふく食べたのに、更にスイーツを別腹に掻き込む方もいたようです。90分の楽しい食事時間はあっという間に過ぎ、心身とも満足感を覚えながら、帰りのバスで大泉副会長（㈱北栄工業所）の挨拶により今年の「水源地をきれいにするキャンペーン」が無事終了となりました。

今回で18回目となる本事業は、地球環境が何かと問題になっている現在、未来ある子供達が水環境



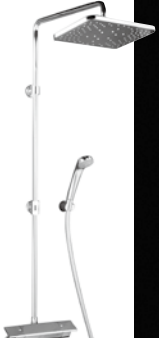
4班に分かれてゴミを拾いました

の清掃に携わり、環境問題を考える場として素晴らしい事業だと思います。子供たちが大きくなったときに、自分が昔ダム清掃をしたという事が少しでも記憶に残れば嬉しい限りです。

最後に、本事業を開催するにあたり御世話になりました釜房ダム管理所の皆様、本山代表幹事、三浦幹事、古山実行委員長、実行委員の方々、そして参加して頂いた会員家族の皆様、誠にありがとうございました。

青年部事業は皆様の協力無しでは成り立つ事が出来ません。今後とも青年部事業にご理解とご参加の程よろしくお願い致します。



 KF3060 オーバーヘッドシャワー付サーモ 新感覚のバスタイム	 KF3070 ラクダスサーモ ワンタッチ式 指で押すだけの簡単操作	楽ダス KVK 水まわり空間創造企業 株式会社 KVK 東北支社・仙台営業所 宮城県仙台市若林区伊在字屋敷42-1 TEL (022) 288-4611 FAX (022) 288-4612 URL http://www.kvk.co.jp/
---	--	---

水環境をクリエイトする SUMIDA  スーパーエアー DFシリーズ 低圧・傾斜設置でもダブルフロート式は、しっかり止水。そして多量排気。 B-122 水道用ゲージ付銅低仕切弁	品質とそして 対応 に自信 あります。 ダブルフロート・スミダ標準  不凍式DF-25AT  DF-75型 STK 角田鉄工株式会社 http://www.stk-valve.co.jp/
---	--

東北営業所 〒989-2432 宮城県岩沼市中央3丁目4番5号
☎ (0223) 23-8550 FAX (0223) 23-8560
本社工場 〒522-0047 滋賀県彦根市日夏町2789番地
☎ (0749) 25-2500 FAX (0749) 25-2505

仙台と言えば「○○!？」 「仙台雑煮」

年の瀬が押し迫ってきました。そろそろお正月の準備が気になる時期です。

お正月料理に欠かせないものと言えば、お雑煮です。お雑煮は、地方ごとに様々ですが、伝統的な仙台雑煮は、具たくさんで、豪華さは全国でも屈指といわれています。

仙台雑煮は、ハゼとイクラをのせて、彩り華やかな盛りつけが特徴的です。中に入る餅は四角、焼きハゼで出汁をとり、大根、人参、ゴボウを千切りにして凍らせたひき菜、凍み豆腐、ズイキなどを入れて煮含め、醤油で味付けしたものです。しかし、昔ながらの製法で作る焼きハゼが、近年希少なものとなったこともあり、この仙台雑煮を作る家庭も減ってきているようです。

なお、焼きハゼをトッピングするのは、戦後、流れの職人が写真撮影用に出汁をとった後の焼きハゼを盛りつけたのが始まりだとも言われており、メディアのイメージの中で、全国的に有名になったようです。元々は、ハゼをトッピングしていない「ハゼ出汁のお雑煮」、「鮎出汁のお雑煮」「鰹節のお雑煮」こそ、伝統的な仙台雑煮だという説もあります。

お雑煮は、お供えしたお餅を家族で分けて食べたのが始まりと言われ、お餅が長く伸びることから、長生き出来る縁起がいい食べ物となっています。

皆さんのご家庭ではどんなお雑煮を召し上がっていますか？



その他の地方のお雑煮の特徴

- ・東京…四角の餅、鶏肉や野菜が入る
- ・新潟…鮭、イクラ、人参など、具たくさんが特徴
- ・京都…丸形の餅、白味噌
- ・福岡…ブリや蒲鉾が入っている、透き通ったすまし汁



メータユニットのトップランナー

NIPPO

画期的な新機構・新技術

パイプシャフト用
メータユニット SMUP・U 13, 20, 25 JWWA Z-244

素敵な創造～人へ・未来へ

日邦バルブ
株式会社
<http://www.nippov.co.jp/>

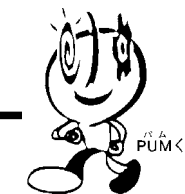
仙台営業所 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-5-22 宮城県管工学会館
TEL (022) 213-3177 FAX (022) 213-3266

伸縮・回転

回転

VA VS

PUMくんの「これ知ってる？」



冬至

すっかり日が短くなりました。今年の冬至は12月21日です。皆さんご存知のとおり、冬至は、一年で最も昼が短く、夜が最も長い日です。太陽が一年中で最も南から差して、この冬至の日を境に、少しずつ昼間の長さが延びていきます。日は長くなっていく一方で、寒さはますます厳しくなっていきます。

冬至の日に、かぼちゃ（南瓜）を食べたり、ゆず湯に入ったりするということは、本格的な寒さに備えるために生まれた風習と思われます。

昔の人は、ゆずが邪気を払って体を温めることから、風邪を予防しようと、冬至の日にゆず湯に入っていました。また、かぼちゃを食べるのは、魔除けと無病息災のためといわれています。

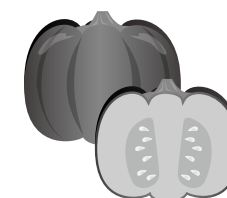
かぼちゃはカロチンが多く、栄養価が高いため、冬の野菜不足を補う意味もあったようです。

また、冬至は、日が長くなり始まる日（陽の気が強まり始まる日）であることから、運氣も上がっていく日という考えもありました。そのため、さらに「運」をつけようと、冬至の七種^{ななくさ}を食べる風習もあったようです。冬至の七種とは、「ん」が二つ入る、「なんきん（南瓜）、にんじん、ぎんなん、きんかん、かんてん、うどん^{うどん}（饅頭）」です。「運盛り」と言われ、食べると運がつくと考えられてきました。

宮城県での冬至かぼちゃは、小豆とかぼちゃを煮たもの（いところ煮※）で、北海道、山形県、福島県などでも食されています。



※いところ煮…あずきと野菜の煮物。神仏への供物を集めて煮た行事食が始まり。堅い材料から順番に煮ていくことから、おいおい、めいめい（甥・姪）という言葉の語呂合わせから、「いところ煮」と名付けられたという説があります。



アカギ式 配管支持金具

配管支持金具の **アカギ** 株式会社

吊タン付

スリーブA

スリーブシール

仙台営業所／〒984-0002仙台市若林区卸町東4-1-19 TEL022-287-7311

本社／〒104-8251東京都中央区新富1-19-2 TEL03-3552-7331

支店・営業所／全国主要都市

組 合 の う ご き

- 9月2日(金)**・平成28年度給水装置工事配管技能検定会開催、組合員等36名（全国標準検定31名・分岐穿孔のみの検定5名）受検
9月5日(月)・㈱宮城県管工事会館第3回役員会に内海副理事長外出席
 ・広報委員会開催
 ※協議事項
 ①“みやかん”清秋号の発刊について
9月6日(火)・平成28年度みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進大会に渡辺理事長外出席、席上、組合員(有)藤英工業(郷古孝雄社長)が建設業労働災害防止協会宮城県支部長優良賞を受賞
9月7日(水)・9月度理事会開催
 ※報告事項
 ①庶務報告
 ②共同事業実績報告
 ③広報委員会報告
 ④第27回宮管・管工事機材展示会報告
 ⑤平成28年度地区連絡会各ブロック代表者等による全体打合会報告
 ⑥組合員の脱退について
 ⑦総務・厚生委員会報告
 ※協議事項
 ①規約、規程、内規の一部見直しについて
 ・資材売掛規約
 ・功労者顕彰規程
 ・退任役員及び委員等に対する記念品贈呈内規
 ・功労者に対する顕彰状及び記念品贈呈内規
 ※その他
 ①災害時緊急連絡網について
 ・平成28年度後期技能検定試験実施計画説明会に小島工事部次長出席
9月8日(木)・全管連第57回通常総会（岩手大会）に係る全管連本部による現地視察とヒアリングに渡辺理事長外出席
9月9日(金)・参議院議員「足立敏之」先生との意見交換会に佐竹副理事長、藤井専務理事出席
9月9日(金)・平成28年度給水装置工事主任技術者試験受験準備講習会を開催、組合員従業員等19名～10日(土)受講
9月14日(水)・平成28年度宮管親善ゴルフコンペを開催、組合員・メーカー等55名参加
9月16日(金)・70周年記念旅行実行委員会の第1回検討部会開催
 ①組合員向けの旅行企画について
9月17日(土)・宮管青年部連絡協議会平成28年度親善ゴルフコンペに渡辺理事長外参加
9月20日(火)・宮城商工中金会役員会並びに懇談会に渡辺理事長出席
 ・平成28年度中間棚卸しを実施
9月21日(水)・厚生科学審議会生活環境水道部会第7回水道事業の維持・向上に関する専門委員会に渡辺理事長出席
9月27日(火)・全管連第235回正副会長・部長会議に渡辺理事長出席
9月29日(木)・第44回全管連東北ブロック支部長会議に渡辺理事長外出席
10月2日(日)・(一社)宮城県建設専門工事業団体連合会第26回「K・DAY」に藤井専務理事出席
10月5日(水)・平成28年度東北地方工事安全施工推進大会（SAFETY2016）に渡辺理事長外出席
10月6日(木)・第23回全管連北海道・東北ブロック協議会に渡辺理事長外出席
10月7日(金)・中小企業退職金共済制度説明会に稲井職員出席

- 10月11日(火)**・70周年記念旅行実行委員会第2回検討部会開催
 ①組合員向けの旅行企画について
10月12日(水)・東北地方整備局建政部長と東北建専連との平成28年度第1回懇談会に佐竹副理事長出席
10月13日(木)・10月度理事会開催
 ※報告事項
 ①庶務報告
 ②共同事業実績報告
 ③給水装置工事主任技術者試験受験準備講習会実施報告
 ④親善ゴルフコンペ実施報告
 ⑤平成28年度中間棚卸し結果報告
 ※協議事項
 ①仙台市水道局（水道事業管理者）への陳情について
 ②70周年記念組合員旅行について
 ③役員研修について
 ※その他
 ①平成29年新年祝賀会の開催日程について
 ②マイナンバー提出のお願い
 ③宮城県建設業関連団体暴力追放推進協議会平成28年度通常総会の開催について
 ④12月度理事会開催日程の変更について
10月14日(金)・平成28年度仙台市水道水分神社祭に内海副理事長、藤井専務理事外出席
10月17日(月)・社会保険未加入対策の推進等に関する説明会に藤井専務理事出席
 ・第54回技能五輪全国大会宮城県選手団結団式に吉田常務理事外出席
 ・第28回青葉区民まつり（仙台市下水道フェア2016）の出店者説明会に千葉総務課長出席
10月19日(水)・第68回中小企業団体全国大会に藤井専務理事、吉田常務理事出席
 ・第75回全国産業安全衛生大会に千葉総務課長出席
10月20日(木)・宮城県建設業関連団体暴力追放推進協議会平成28年度通常総会に渡辺理事長外出席
 ・県内の水道事業体技術職員を対象とした「体験型実技講習会」で組合員中央管工業㈱と㈱三浦組が凍結工法の模範実技を担当
10月22日(土)・第54回技能五輪全国大会（山形県寒河江市）に小島工事部次長出席
10月24日(月)・宮城商工中金会平成28年度通常総会・講演会・懇親会に渡辺理事長出席
 ・資材委員会開催
 ※報告事項
 ①平成28年9月分迄の資材販売実績報告
 ②平成28年度宮管・管工事機材展示会報告
 ※協議事項
 ①平成28年度資材利用組合員「謝恩企画」について
10月25日(火)・第26回暴力団追放宮城県民大会に渡辺理事長外出席
10月26日(水)・厚生科学審議会生活環境水道部会第8回水道事業の維持・向上に関する専門委員会に渡辺理事長出席
 ・平成28年度後期技能検定実技試験実施に係る打合せ会に小島工事部次長出席
 ・平成28年度第2・四半期監査会開催
 ①現金（小口）残高確認
 ②第2・四半期監査
10月27日(木)・平成28年度宮管地区連絡会泉ブロック会議を開催、会員等20名出席
10月28日(金)・平成28年度宮管地区連絡会宮城野・若林・太白ブロック合同会議を開催、会員等33名出席
10月31日(月)・平成28年度宮管地区連絡会青葉ブロック会議を開催、会員等20名出席
 ・改正男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法説明会に稲井職員出席

理事（役員）会報告

－ 9 月度理事会－

1. 日 時 平成28年 9 月 7 日(水)15：00 ～ 17：00
2. 場 所 宮城県管工業協同組合 3 階 研修室
3. 出 席 者 理 事 渡辺（皓）理事長・内海副理事長・佐竹副理事長・藤井専務理事
吉田常務理事・外山理事・菅原理事・小林理事・渡辺（好）理事
井上理事・赤間理事・松岡理事・本山理事・小野理事 計14名
事務局 小川扇町本部長・白戸資材部次長・須藤総務部次長・小島工事部次長
千葉総務課長 計 5 名

4. 議題及び議事経過

※報告事項

①庶務報告

吉田常務理事より、組合の 8 月の主な会議及び行事等について報告され、一同了承した。

②共同事業実績報告

小川本部長より資材と工事の各共同事業について、それぞれ 8 月度の実績と予算比、及び前年比等が報告され、一同了承した。

③広報委員会報告

外山広報委員長より、機関誌「みやかん」清秋号の掲載予定記事の内容を検討したことが報告され、一同了承した。

④第27回宮管・管工事機材展示会報告

小林資材委員長より、8 月27日に開催した首題展示会の様子について、メーカー・商社等40社が出展し、組合員等が560名来場したこと、また、収支結果等が報告され、一同了承した。

⑤平成28年度地区連絡会各ブロック代表者等による全体打合会報告

千葉総務課長より、8 月24日に首題打合会を開催した結果、青葉ブロックは単独開催、宮城野・若林・太白ブロックは合同開催、泉ブロックは単独開催の希望があり、日程調整の結果、次のとおり予定されていることが報告され、一同了承した。

（開催日程順）

- 泉ブロック 平成28年10月27日(木)16：30 ～ 一力鮎泉店
- 宮城野・若林・太白ブロック 平成28年10月28日(金)16：00 ～ ホテル白萩
- 青葉ブロック 平成28年10月31日(月)16：00 ～ ホテル白萩

⑥組合員の脱退について

須藤総務部次長より、組合員（1 社）の会社解散に伴う脱退届が提出され、法定脱退として処理することが報告され、一同了承した。

⑦総務・厚生委員会報告

菅原総務・厚生委員長より、理事会から諮問されていた諸規定等の見直しの内、資材売掛規約、功労者顕彰規程、退任役員及び委員等に対する記念品贈呈内規、功労者に対する顕彰状及び記念品贈呈内規の各改正について、8 月24日開催の委員会で審議した結果が報告され、一同了承した。

なお、規約の改正は総会議決事項であり、また、理事会の決定が必要であることから、理事会として協議頂きたい旨が説明され、一同了承した。

※協議事項

①規約、規程、内規の一部見直しについて

- ・資材売掛規約
- ・功労者顕彰規程
- ・退任役員及び委員等に対する記念品贈呈内規
- ・功労者に対する顕彰状及び記念品贈呈内規

吉田常務理事より、改正案が説明され、原案どおり改正することで一同了承した。なお、資材売掛規約の改正手続きには、総会議決が必要であるため、次期総会に議案提出することとした。

※その他

①災害時緊急連絡網について

藤井専務理事より、昨年度の地区連絡会ブロック会議で協議された災害時における緊急連絡網について検討した結果、電話と F A Xに加えてメールを活用することとしたい旨、ついでには、組合員に対し、パソコンと携帯電話のメールアドレス提供を依頼したい旨が説明され、一同了承した。

－10月度理事会－

1. 日 時 平成28年10月13日(木)15：00 ～ 16：30
2. 場 所 宮城県管工業協同組合 3 階 研修室
3. 出 席 者 理 事 渡辺（皓）理事長・内海副理事長・佐竹副理事長・藤井専務理事
吉田常務理事・外山理事・菅原理事・小林理事・渡辺（好）理事
井上理事・赤間理事・松岡理事・本山理事・小野理事 計14名
事務局 小川扇町本部長・白戸資材部次長・須藤総務部次長・小島工事部次長
千葉総務課長 計 5 名

4. 議題及び議事経過

※報告事項

①庶務報告

吉田常務理事より、組合の 9 月の主な会議及び行事等について報告され、一同了承した。

②共同事業実績報告

小川本部長より資材と工事の各共同事業について、それぞれ 9 月度の実績と予算比、及び前年比等が報告され、一同了承した。

③給水装置工事主任技術者試験受験準備講習会実施報告

菅原総務・厚生委員長より、9 月 9 日と10日の両日に開催した首題講習会について、受講者数や収支等が報告され、一同了承した。

④親善ゴルフコンペ実施報告

菅原総務・厚生委員長より、9月14日に開催した首題コンペについて、参加者数や収支等が報告され、一同了承した。

⑤平成28年度中間棚卸し結果報告

小川本部長より、9月20日に実施した中間棚卸しの結果について、資材の在庫状況が報告され、一同了承した。

※協議事項

①仙台市水道局（水道事業管理者）への陳情について

吉田常務理事より、仙台市水道局の予算時期に合わせて水工会と連名で行っている首題陳情について、水工会と内容を打ち合わせし、当局と日程調整を図って進めたい旨が提案され、一同了承した。

②70周年記念組合員旅行について

藤井専務理事より、70周年記念旅行実行委員会検討部会で2回にわたり協議した内容について報告され、協議の結果、検討部会案どおり計画を進めることで一同了承した。

③役員研修について

渡辺理事長より、70周年を記念して役員による視察研修を実施したい旨の趣旨説明があり、次いで吉田常務理事より、基本的な企画案が提案され、一同了承した。

※その他

①平成29年新年祝賀会の開催日程について

千葉総務課長より、来年の当組合の新年祝賀会について、1月11日(水)17時30分から勝山館で行いたい旨が提案され、一同了承した。

②マイナンバー提出のお願い

須藤総務部次長より、役員報酬にかかる源泉徴収事務に必要なマイナンバーの提出方について依頼があり、一同了承した。

③宮城県建設業関連団体暴力追放推進協議会平成28年度通常総会の開催について

千葉総務課長より、首題総会への参加について理事の協力が求められ、一同了承した。

④12月度理事会開催日程の変更について

千葉総務課長より、12月度理事会の開催予定日を定例の第2木曜日（8日）から5日(月)に変更したい旨が説明され、一同了承した。

⑤その他

・平成28年度資材利用組合員謝恩企画の予備調査について

小川本部長より、首題の予備調査を行っている旨が報告され、一同了承した。

・70周年記念事業にかかる費用見込みについて

吉田常務理事より、70周年を記念した一連の事業にかかる概算費用が説明され、一同了承するとともに、詳細については、総務・厚生委員会で協議し、改めて理事会に報告することとした。

投 稿



資材の配送業務を通して感じたこと

宮城県管工業協同組合

資材部営業係長 千葉達也

組合員の皆様には常日頃より宮管をご利用頂き、誠に有難うございます。

私達は毎朝、組合員の皆様から頂く資材の注文FAXやメールのチェックから一日のスタートを切ります。

注文頂いた資材をお届けする上で気をつけなければならないのは、「注文通りの材料の納品、約束の時間を守る」ことです。1点でも間違いがあれば、現場の作業が止まってしまいます。

これからもお客様に迷惑を掛けないように頑張りたいと思います。が、ときに「守れてないでしょ」と言う声が聞こえてきそうで、申し訳なく思っております。

配送のやりがいとしては、約束の時間通りに間違いの無いように納品し、お客様から「ありがとう、助かったよ。またお願いするからね。」との声を頂いた時は嬉しいですし、自信にもなります。

反面、間違いや時間の遅れから、現場全体へ迷惑を掛けてしまったときには、厳しい言葉を頂くこともあります。しかし、その言葉は私たちへの期待の裏返しと受け止め、同じ間違いをしないよう、気をつけていきたいと思います。

配送の準備を進めている中で、危ないと感じたことの 하나가、「構内の車輛の出入り」についてです。

組合員の約半数の皆様が、現場及び事務所への配送ではなく、組合倉庫からのお引き取りの利用だと思われます。

朝、8時前位から9時過ぎまでは、お引き取りの組合員の皆様の他にも、資材倉庫への入庫トラック、資材配送の為の積み込み、更には現場へ向かう工事部のトラックなどで、構内はラッシュアワーのような混雑となります。

そこで、お引き取りに來られた皆様にお願ひがあります。組合の前の道路は、工業団地ということもあり、仙台新港や三陸道へ向かう車輛が多く、停車している車輛があると、思わぬ事故の原因となります。事故の無いよう、道路側から左折して來所される皆様の車輛を最優先とし、構内の車輛は停止、場合によってはバックする等、入構車輛優先のご協力をお願い致します。

当組合は来年、創立70周年を迎えますが、「なお一層ご愛顧頂ける組合、まかせて安心な組合」を目指し、努力して参りますので、今後共、資材部・工事部のご利用を宜しくお願い致します。

健康だより

～栄養成分表示を健康づくりに活用しましょう～

糖質ゼロ・カロリーゼロ表示の見方

栄養成分表示とは

食品を見ただけでは、どのような栄養成分がどのくらい含まれているかわかりませんが、それを分かるように表示したものが「栄養成分表示」です。

栄養成分表示	
1食当たり	
エネルギー	480kcal
たんぱく質	20.1g
脂 質	34.5g
炭水化物	47.5g
ナトリウム	1600mg
(食塩相当量 4.0g)	

*主に商品の裏面や側面に書いてあります

表示を見るときのポイント1

栄養成分表示の単位は、商品によって異なるので注意が必要です。ビスケットなら、1枚分なのか1箱分なのか、表示単位をチェック！

表示を見るときのポイント2

ナトリウム＝食塩量ではありません。
ナトリウム 400mg＝食塩相当量約1gです

糖質ゼロって何？

飲み物や加工食品を中心に、「糖質ゼロ」と表示されたものが増えています。これらは、栄養表示基準の次の基準を満たしており、同じ種類の商品と比較してカロリーも低めとなっています。

▶糖質ゼロ

糖質の量が0.5g未満（食品100g又は100ml当たり）の場合、糖質「0（ゼロ）」と表示することができます。



～糖質とは～

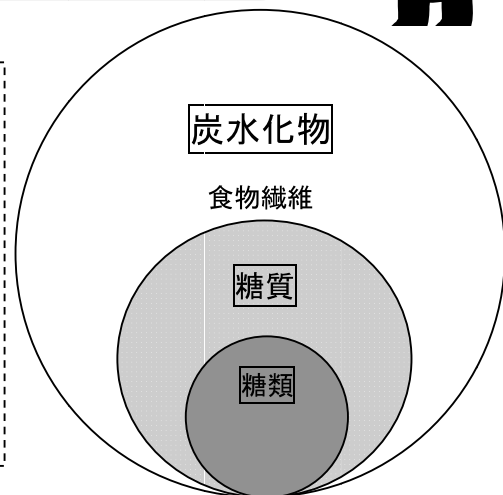
「糖質」とは、『炭水化物から食物繊維を除いたもの』の総称です。

糖質 = 炭水化物 - 食物繊維

ビール1缶（500ml）を週5日飲む人が糖質ゼロのビールに変えると



1年で体重－2.5kg分のカロリーが減らせます



—宮城県—

カロリーゼロって本当に0（ゼロ）？

飲み物や加工食品を中心に、「カロリーゼロ」「カロリーオフ」と表示されたものが増えています。これらは、栄養表示基準の次の基準を満たしており、同じ種類の商品と比較してカロリーがゼロ、又は低めとなっています。

▶カロリーゼロ

カロリーが5kcal未満（食品100g又は100ml当たり）の場合、カロリー「0（ゼロ）」と表示することができます。

※完全に「0（ゼロ）」ではない場合も、上記の基準を満たしていれば「0（ゼロ）」と表示できるルールです。



▶カロリーオフ、カロリー控えめ

カロリーが40kcal以下（食品100g又は100ml当たり）の場合、低、オフ、控えめなど、低い旨を表示することができます。



県民の健康状態は… 宮城県民は「肥満県民？」

40歳以上の宮城県民のメタボリックシンドローム*₁該当者の割合は、全国ワースト1*₂となり、また、中学校の男女全学年において肥満傾向児の割合が全国ワースト1位・2位*₃という結果でした。大人と子どもの両方で「肥満」が問題となっています。

- *1：メタボリックシンドロームとは「内臓脂肪型肥満」に加えて、「高血糖」「高血圧」「脂質異常」のうち、いずれか2つ以上を併せもった状態のことをいいます。
- *2：平成20年度特定健診結果（厚生労働省）
- *3：平成22年学校保健統計調査結果（文部科学省）



栄養表示を活用して食品を選ぶほか、食生活を見直すことも大切です

- 1 よく噛んで食べる（食べすぎを防げます）
- 2 野菜やきのこなどを使った料理を毎食食べる
- 3 1日3食、規則正しく食べる
- 4 甘いもの・スナック菓子などのおやつは、カロリーをチェックする
- 5 お酒が好きな方は、休肝日をもうける



栄養表示について詳しく知りたい方はこちらをご覧ください
消費者庁ホームページ：<http://www.caa.go.jp/foods/index.html#m02-3>

—宮城県—

発行／宮城県

マイホームを持ったとき①

いわゆる
住宅ローン控除に
ついて知りたい
のですが…



(特定増改築等)住宅借入金等特別控除

住宅ローン等でマイホームの新築、購入、増改築等をしたときは、一定の要件に当てはまれば、所得税の税額控除を受けることができます。

●住宅ローン等を利用してマイホームの新築、購入、増改築等(以下「新築等」といいます。)をして、平成28年中に居住の用に供した場合で一定の要件を満たすときには、その新築等の内容に応じ、次の①から④のいずれかの(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けることができます。

●入居した年及びその年の前後2年以内に譲渡所得の課税の特例(3,000万円の特別控除、買換え・交換の特例など)を適用するときは、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けられません。

●マイホームの新築等について、住宅特定改修特別税額控除又は認定住宅新築等特別税額控除を受けるときは、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けられません。

●マイホームの新築等に関し補助金等(国又は地方公共団体から交付される補助金等をいいます。)の交付を受けるときは、その新築等の対価の額又は費用の額からその補助金等の額を控除して、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。

●東日本大震災によって被害を受けたことにより、マイホームを居住の用に供することができなくなった場合において、その居住の用に供することができなくなった日の属する年の翌年以後の残りの適用年において、その方がそのマイホームに係る住宅ローン等の金額を有するときは、その適用年において、引き続き、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(「適用期間の特例」)。

◎控除額の算出方法

(平成28年中に居住の用に供した場合)

①住宅借入金等特別控除を受ける場合
・控除期間は10年間です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{住宅ローン等の年末残高} \\ \text{(最高4,000万円(※))} \\ \hline \end{array} \times 1\% = \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \text{(最高40万円(※))} \\ \hline \end{array}$$

◎100円未満の端数切捨て

②認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を受ける場合
・控除期間は10年間です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{住宅ローン等の年末残高} \\ \text{(最高5,000万円(※))} \\ \hline \end{array} \times 1\% = \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \text{(最高50万円(※))} \\ \hline \end{array}$$

◎100円未満の端数切捨て

③住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を受ける場合
・控除期間は10年間です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{住宅ローン等の年末残高} \\ \text{(最高5,000万円)} \\ \hline \end{array} \times 1.2\% = \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \text{(最高60万円)} \\ \hline \end{array}$$

◎100円未満の端数切捨て

注:この特例は、マイホームが東日本大震災により被害を受け、居住の用に供することができなくなり、かつ、新たに住宅ローン等を利用してマイホームを新築等をするなど、一定の要件を満たす場合に適用できます。

④バリアフリー改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除、省エネ改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は三世代同居改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合
・控除期間は5年間です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{特定の住宅ローン等の年末残高} \\ \text{(最高250万円(※))} \\ \hline \end{array} \times 2\% + \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{住宅ローン等の} \\ \text{年末残高} \\ \text{(最高1,000万円)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{A} \\ \hline \end{array} \right) \times 1\% = \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \text{(最高12.5万円(※))} \\ \hline \end{array}$$

◎100円未満の端数切捨て

●④の控除を受ける場合のAは、バリアフリー改修工事、特定の省エネ改修工事又は三世代同居改修工事に係る工事費用の合計額(★)に係る住宅ローン等の年末残高です。
★工事費用に関して補助金等の交付を受ける場合には、その金額を差し引きます。

※「特定取得」に該当する場合(④の三世代同居改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合を除きます。)の限度額です。
「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

注1:住宅ローン等とは、家屋の新築等に係るローン等及びそれらとともにする敷地等の購入に係るローン等で一定のものをいいます。

注2:敷地等の購入に係る住宅ローン等の年末残高があっても、家屋の新築等に係る住宅ローン等の年末残高がない場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象とはなりません。

注3:住宅ローン等の年末残高は、その新築等の対価の額又は費用の額が限度になります。

注4:東日本大震災によって居住の用に供することができなくなったマイホームに係る住宅借入金等特別控除と一定期間内にマイホームの再取得等をした場合の住宅借入金等特別控除は、重複して適用することができます(「重複適用の特例」)。この場合の控除額は、それぞれの控除額の合計額となります。

〈控除を受けるための手続〉

この控除を受けるためには確定申告をする必要があります。
ただし、給与所得者は、控除を受ける最初の年に確定申告をすると、翌年以降は年末調整で控除が受けられる仕組みになっています。

◎控除を受けるための要件と必要な添付書類(マイホームの新築や購入、増改築等をして、平成28年中に居住の用に供した場合)

要 件	必要な添付書類
① 新築住宅	〈イ〉住宅取得後6か月以内に入居し、引き続き居住していること 〈ロ〉家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること 〈ハ〉床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること (二) 控除を受ける年の所得金額が3,000万円以下であること (ホ) 民間の金融機関や独立行政法人住宅金融支援機構などの住宅ローン等を利用していること (ヘ) 住宅ローン等の返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること (ト) 認定住宅について認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を適用する場合は、認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅であることが右記(E)の書類により証明されたものであること
② 中古住宅	〈イ〉建築後使用されたことがある家屋であること 〈ロ〉①の〈イ〉～〈ハ〉の要件に当てはまること 〈ハ〉次のいずれかに当てはまる家屋であること (a) その家屋の建築された日から取得の日までの期間が20年(マンション等の耐火建築物については25年)以内であること (b) 取得の日前2年以内に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合するものであると証明されたもの(耐震住宅)であること (c) (a)又は(b)以外の家屋で、その家屋の取得の日までに耐震改修を行うことについて申請をし、かつ、居住日までにその耐震改修により家屋が(b)の基準に適合することにつき証明がされたもの(要耐震改修住宅)であること
③ 住宅借入金等特別控除を受ける場合 増改築等	〈イ〉自己の所有している家屋で、自己の居住の用に供するものの増改築等であること 〈ロ〉増改築等をした後の家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上で、しかも①の〈イ〉、〈ハ〉～〈ヘ〉の要件に当てはまること 〈ハ〉次の(a)～(f)のいずれかに当てはまる工事で、その当てはまることについて右記〈C〉の書類により証明がされたものであること (a) 増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替えの工事 (b) 区分所有部分の床、階段又は壁の過半について行う一定の修繕又は模様替えの工事 (c) 家屋のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関又は廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替えの工事 (d) 地震に対する一定の安全基準に適合させるための修繕又は模様替え (e) 一定のバリアフリー改修工事 (f) 一定の省エネ改修工事 (二) 増改築等の工事費用(※)が100万円を超えるものであること (ホ) 自己の居住の用に供される部分の工事費用が、増改築等の工事費用の総額の2分の1以上であること

控除を受けるための要件と必要な添付書類(マイホームの新築や購入、増改築等をして、平成28年中に居住の用に供した場合)

要 件		必要な添付書類
増改築等	④ バリアフリー改修工事に係る特定増改築等 住宅借入金等特別控除を受ける場合	〈イ〉①の〈イ〉、〈ハ〉～〈ホ〉及び③の〈イ〉・〈ホ〉の要件に当てはまること 〈ロ〉増改築等をした後の家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること 〈ハ〉住宅ローン等の返済期間が5年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること(独立行政法人住宅金融支援機構からの借入金の場合は、債務者の死亡時に一括で返済するものを含みます。) 〈ニ〉この控除を受ける方が、次の(a)～(d)のいずれかに当てはまること (a)50歳以上の方(b)要介護又は要支援の認定を受けている方(c)障害者である方(d)高齢者等(若しくは(c)に当てはまる方又は65歳以上の方をいいます。))である親族と同居を常況とする方 〈ホ〉次の(a)～(h)のいずれかに当てはまるバリアフリー改修工事を含む③の〈ハ〉の増改築等で、その当てはまることについて右記(B)の増改築等工事証明書により証明がされたものであること (a)廊下の拡幅(b)階段の勾配の緩和(c)浴室改良(d)便所改良(e)手すりの設置(f)屋内の段差の解消(g)引き戸への取替え工事 (h)床表面の滑り止め化 〈ヘ〉バリアフリー改修工事の工事費用(※)が50万円を超えるものであること
	⑤ 省エネ改修工事に係る特定増改築等 住宅借入金等特別控除を受ける場合	〈イ〉④の〈イ〉・〈ロ〉の要件に当てはまること 〈ロ〉住宅ローン等の返済期間が5年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること 〈ハ〉次の(a)又は(b)のいずれかに当てはまる工事を含む③の〈ハ〉の増改築等で、その当てはまることについて増改築等工事証明書により証明がされたものであること (a)省エネ改修工事 次のi～ivの工事で、改修部位の省エネ性能がいずれも平成25年基準以上となり、かつ、改修後の住宅全体の省エネ性能が現状から一段階以上がることとなるもの i 全ての居室の窓の改修工事(必須) ii 床の断熱工事 iii 天井の断熱工事 iv 壁の断熱工事 (b)特定の省エネ改修工事 省エネ改修工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成25年基準以上となるもの 〈ニ〉省エネ改修工事又は特定の省エネ改修工事の工事費用(※)が50万円を超えるものであること
	⑥ 三世代同居改修工事に係る特定増改築等 住宅借入金等特別控除を受ける場合	〈イ〉④の〈イ〉・〈ロ〉の要件に当てはまること 〈ロ〉住宅ローン等の返済期間が5年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること 〈ハ〉次の(a)～(d)のいずれかに当てはまる工事を含む③の〈ハ〉の増改築等で、その当てはまることについて増改築等工事証明書により証明がされたものであること (a)調理室を増設する工事(b)浴室を増設する工事 (c)便所を増設する工事(d)玄関を増設する工事 注:改修後には、調理室、浴室、便所、玄関のうち2つ以上が複数になることが必要です。 〈ニ〉三世代同居改修工事の工事費用(※)が50万円を超えるものであること
⑦ 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例の適用を受ける場合		〈A〉従前住宅が東日本大震災により被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったこと及び住宅の再取得等が新築、取得である場合には従前住宅が居住の用に供することができなくなった日以後最初に居住の用に供されたものであることを明らかにする次の書類等 ③市区町村長の従前住宅に係る東日本大震災による被害の状況等を証する書類(り災証明書)(写し可) ⑤従前住宅の登記事項証明書(滅失した住宅については、閉鎖登記記録に係る登記事項証明書)(原本) ⑥被災者の住民票の写し(その被害を受けた時及びその後におけるその方の住所を明らかにするものに限り。) [新築、取得をした場合] (B)①の〈A〉～〈D〉の書類 [増改築等をした場合] (C)③の〈A〉～〈C〉の書類

※改修工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合は、その額を差し引きます。

注1:給与所得者の方は、源泉徴収票(原本)も必要となります。

注2:震災特例法の適用期間の特例を受けるための手続は、通常の確定申告又は年末調整と同じです。また、重複適用の特例を受けるためには、東日本大震災によって被害を受けたことにより、従前家屋等について居住の用に供することができなくなった事実を明らかにする⑦の〈A〉④～⑥の書類を確定申告書に添付する必要があります。

なお、⑦の特例を受ける場合にその添付が重複する書類については、いずれか一の書類を添付することで差し支えありません。

(社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入による納税者利便の向上について)
従来、住宅借入金等特別控除等の申告手続を行う際には、住民票の写しの添付が必要となっておりましたが、マイナンバー制度の導入により、平成28年分の申告から、原則として住民票の写しの添付を要しないこととなりました。

再び居住の用に供した場合

① 再び居住の用に供した場合の再適用

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を適用していた方が、平成28年中に勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由によりその適用を受けていた家屋に居住しなくなった後、その家屋を再び居住の用に供したときは、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受けることができます。

② 再び居住の用に供した場合の適用

マイホームの新築等をして、平成28年中に居住の用に供した方が、その居住の用に供した日からその年の12月31日までに勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなった後、その家屋を再び居住の用に供したときは、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

注1:居住していなかった期間については、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用はありません。また、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除期間は延長されません。

注2:再び居住の用に供した年にその家屋を賃貸していた場合、再び居住の用に供した年の翌年から再適用又は適用ができます。

注3:①、②のいずれも、一定の要件を満たす場合に適用できます。

平成21年1月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供した方のうち、所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額(特定増改築等に係るものを除きます。)がある方については、翌年度分の個人住民税から控除できる場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

マイホームを取得するときにはいろいろな税金が関係します

印紙税

マイホームを新築したり購入したりするときに作成する建築請負契約書や不動産売買契約書などには、収入印紙を貼って消印する方法により印紙税を納付しなければなりません。

○建築請負契約書・不動産売買契約書1通当たりの印紙税額(抜粋)

平成26年4月1日から平成30年3月31日までに作成されるものに適用

契約金額	印紙税額
500万円超～ 1,000万円以下	5千円
1,000万円超～ 5,000万円以下	1万円
5,000万円超～ 1億円以下	3万円
1億円超～ 5億円以下	6万円

不動産取得税

土地や建物などを取得したときには、地方税である不動産取得税がかかります。詳しくは、お住まいの都道府県税事務所の窓口にお尋ねください。

登録免許税

土地や建物の所有権の移転等の登記をするときには、登録免許税がかかり、登記申請の際に納付します。税額は、取得した不動産の価額(固定資産税評価額)に次の税率を掛けて計算します。なお、一定の住宅用家屋の場合は、軽減税率が適用される特例があります。

○税率

登記の種類・原因	土 地	建 物	住宅用家屋の特例
所有権の移転登記	売 買	1.5% ^(※1)	2.0%
	贈 与		2.0%
	相 続		0.4%
所 有 権 の 保 存 登 記		0.4%	0.15% ^(※2)

※1 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に受ける登記について適用されます。

※2 平成29年3月31日までの間に住宅用家屋の新築又は取得をし、その新築又は取得後1年以内に行われる登記について適用されます。

①の再適用又は②の適用のための手続と必要な添付書類

①の場合	〈居住の用に供しなくなる日までに〉 次の書類をその家屋の所在地の所轄税務署長に提出します。 (A)転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書 (B)未使用分の「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」及び「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(税務署長から交付を受けている方に限ります。) 〈再び居住の用に供したとき〉 次の書類を確定申告書に添付して確定申告をします。 (A)(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用) (B)住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
②の場合	〈居住の用に供しなくなる日までに〉 手続は不要です。 〈再び居住の用に供したとき〉 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類(前記参照)のほか、次の書類を確定申告書に添付して確定申告をします。 (A)(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用) (B)転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類

注:給与所得者は、①の再適用又は②の適用を受ける最初の年に確定申告をすると、翌年以降は年末調整で(特定増改築等)住宅借入金等特別控除が受けられる仕組みになっています。

(社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入による納税者利便の向上について)
従来、住宅借入金等特別控除等の申告手続を行う際には、住民票の写しの添付が必要となっておりましたが、マイナンバー制度の導入により、平成28年分の申告から、原則として住民票の写しの添付を要しないこととなりました。

〈住宅用家屋の特例を受けるための要件〉

●新築住宅の場合

- ① 自分が居住するための家屋であること
- ② 家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること
- ③ 家屋の新築後(取得後)1年以内の登記であること

●中古住宅の場合

上記①～③の要件のほか、家屋が、その取得の日以前20年以内(マンション等の耐火建築物については25年以内)に建築されたものであるか、地震に対する安全性に係る一定の基準に適合するものであることなど一定の条件を満たすものであることが必要となります。

〈住宅用家屋の特例を受けるための手続〉

登記の申請書に家屋の所在地の市区町村長の証明書(上記要件に当てはまる旨の証明)を添付しなければなりません。登記した後で証明書を提出しても特例は受けられませんので注意してください。

〈参考〉上記の住宅用家屋の特例を受けられる家屋が、次に掲げる住宅に該当する場合には、これらの住宅に該当するものであることなどの一定の証明書類を添付することにより、税率が軽減されます。
1 特定認定長期優良住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅で住宅用家屋に該当するものをいいます。)
所有権の保存登記……0.1%
所有権の移転登記……0.1%(一戸建てにあっては、0.2%)
2 認定低炭素住宅(都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素建築物で住宅用家屋に該当するものをいいます。)
所有権の保存登記及び移転登記……0.1%
3 特定の増改築等がされた住宅(宅地建物取引業者が、その工事費用の総額が一定額以上であるなどの要件を満たす特定の増改築等をした建築後10年を超える住宅用家屋に該当するものをいいます。)
所有権の移転登記……0.1%

❖❖❖❖ 諺・漢字コーナー ❖❖❖❖

—— 今月の諺 ——

「すいぎょ まじ水魚の交わり」

水と魚の関係のように、切っても切れない関係にある、非常に親しい友情や交際のたとえ。
「魚水の契り」ともいう。

—— 読んでみよう！書いてみよう！ ——

一、次の漢字の読みを（ ）に書いてみて下さい。

- 1 紅 型（ ）
- 2 紅 葉（ ）
- 3 紅 殻（ ）
- 4 紅 白（ ）
- 5 紅 絹（ ）

二、次の文中のカタカナを（ ）に漢字で書いてみて下さい。

- 1 コウテイか否定か立場を明らかにする。（ ）
- 2 300kmのコウテイで旅した。（ ）
- 3 県知事コウテイを見学した。（ ）
- 4 この地域はコウテイ差が大きい。（ ）
- 5 建設のコウテイを説明する。（ ）

三、次の（ ）に漢字を入れて四字熟語を完成させてみて下さい。

- 1 （ ） 鳴 狗 盗
- 2 軽 拳 妄（ ）

※解答は40頁です。

編集歳時記

(2016年初冬号No.470)

世間では豊洲新市場、東京オリンピック、他にも地方議員の政務活動費の不正利用など騒がしい事である。

建物が完成するまで建物の地下に大空間が存在する事が分からなかったとか、ボート競技場を建設するのに、どのくらいのお金が掛かるのか知らない責任者とか、白紙のコピーした領収書がまかり通るとか、本当に呆れるばかりである。

その根底には自分自身の血と汗によって生み出されたお金という意識の欠如ではないか。我々民間企業は何かひとつ問題が起きればそれこそ死活問題となる事も多い。さらに金銭が絡めば、その損害を賠償することさえある。彼らはそれぞれの所属団体の責任は問われるが、個人の責任までは追及されない立場だからか？また自分の財布から出るお金ではないからか？昔から同じような事が続く事に腹立たしいことを通り越して脱力感を覚えるのは、私だけではないと思う。我々に納得できる説明をしてくれるのだろうか。

万人が納得できる結果結論は到底無理だろうが、うやむやにせず、どの様な結果になろうとも決着を着けないと、そこから次への新しいものは生まれないと思う。

仙台では東日本大震災の仮設住宅の解体工事が始まったそうである。仮設住宅に住まざるを得なかった方々が、いろいろな問題は解決されてはいないと思うが、仮設という場所から出る事ができた事は、一歩、いや半歩程度の前進なのかと思う。しかし、県内でも未だに仮設住宅から出られずに、住宅や仕事など生活基盤の問題が解決できない部分が大きく残っている方々が沢山存在している。まして福島県の沿岸部、特に原発付近の方々は、何時家に帰ることが出来るのかも分からない状況で、震災直後のままの所もある。私が生きている内にこの問題は解決できるのかも疑問である。

東日本大震災後、地震や台風の大きな災害があった。熊本地震は宮管でも復旧活動や支援の活動をしたが、ここに来て鳥取県中部地震である。今まで知られていなかった断層があったとのことだが、いったい私たちが住んでいる日本列島の下では何が起きているのか、見えないものだけに不気味に感じる。そして、テレビ等で被害状況を見ると、東日本大震災の時の事がフラッシュバックして、心の底から込み上げるものがある。何か支援をとも思うが具体的に個人でどうしたらいいかも分からず、ただ被災地での早い救援を祈り、もう一度あの時の事を忘れないでおこうと思うばかりである。

心よりお見舞い申し上げ、一日も早い復旧・復興を果たしますようお祈り申し上げます。

広報委員

鈴木 史郎（株新東設備工業）



日本鑄鉄管株式會社

本社/工場	〒346-0193	埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼一番地	TEL (0480) 85-1101(代)
東京事務所	〒104-0045	東京都中央区築地二丁目12番10号	TEL (03) 3546-7671
東北支社	〒980-0014	仙台市青葉区本町三丁目5番22号	TEL (022) 263-2731

Quality, Safety & Originality



前澤給装工業株式会社

本社 〒152-8510 東京都目黒区鷹番二丁目13番5号 Tel.(03)3716-1511(代表)
仙台営業所 〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目15番1号 Tel.(022)263-2331

<http://www.qso.co.jp/>



諺・漢字コーナー【解答】

一. 1. びんがた 2. もみじ 3. べにがら 4. こうはく
5. もみ

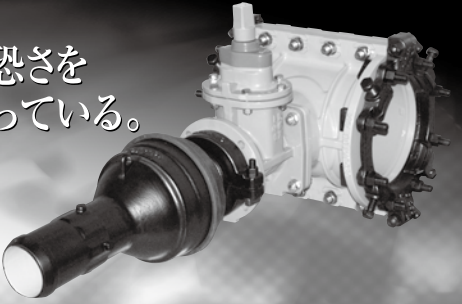
二. 1. 肯定 2. 行程 3. 公邸 4. 高低 5. 工程

三. 鶏鳴狗盗（けいめいくとう）

鶏の鳴き真似をして人を欺いたり、犬のようにして物を盗む卑しい者。

軽挙妄動（けいきょうもうどう）

かるがるしく無分別な行動。例：絶対に軽挙妄動せず、静観せよ。



地震の恐さを
知っている。

NEW
コスモバルブ
耐震型
誕生。

従来の穿孔機で穿孔工事可能。
偏芯時、バルブの位置が変わらない。

- 全ての接合部で離脱阻止力30kN以上確保。
- 止水性能の高いスリップオンタイプのゴムリング構造。
- 分岐部はNS形排口。NS形変口接合により耐震管路を構築する。
- バルブの横倒しが可能。
- 本管頂部より最大120mm以下におさまる。

コスモ工業株式会社

本社 〒105-0004 東京都港区新橋2-16-1(ニュー新橋ビル) TEL.03-3503-8838 FAX.03-3503-8818 仙台支店 〒984-0014 宮城県仙台市若林区六丁の目元町5-1 TEL.022-287-3532 FAX.022-390-1266

<http://www.cosmo-koki.co.jp>

編集・発行

宮城県管工業協同組合 第43期 広報委員会

委員長	外山佳嗣	(仙台ガス水道工業(株))	取締役会長
副委員長	赤間勇一郎	(株)赤間総業	代表取締役社長
副委員長	小野修司	(全栄興業(株))	代表取締役社長
委員	鈴木史郎	(株)新東設備工業	代表取締役社長
委員	阿部祐光	(宮春工業(株))	代表取締役社長
委員	遠藤義郎	(株)丸浩設備工業	代表取締役社長
委員	坪田達映	(坪田工業(株))	代表取締役社長

専務理事 藤井秀男
常務理事 吉田秀之